

生活保護行政に対し、国の責任ある財政措置を早急に求める意見書

2008 年リーマンショック以降、生活保護世帯数は急増し、各地方自治体の生活保護行政をめぐる情勢はひっ迫し、さらに増大する業務に追われている。

各自治体においては、国の配置標準数さえ下回るケースワーカー数（町田市においても、ケースワーカー1 人あたりの国の標準世帯数 80 に対し、114 となっている）であり、担当職員やケースワーカーらは、相談や申請者の対応に追われ、就労支援や訪問調査などに十分な時間が取れなくなっているのが現状である。

また、受給者の増大に伴い、生活保護費等の地方自治体の財政負担も増大している。

生活保護制度は憲法 25 条に基づく国民の生存権を保障するものであり、本来国の責務で行うべきことである。

よって、国には、次の措置を講ぜられるよう早急かつ強く求めるものである。

記

- 1、 国の生活保護負担金を「4 分の 3」から、人件費も含め全額国庫負担とし、責任ある財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。